

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について

国税庁では、酒税の増減税にあたりその税率の引上げ又は引下げ相当額は、原則として販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正に転嫁されるべきものであること及び公正取引の確保等が図られるよう以下のとおり酒類を製造・販売する事業者団体に要請しました。

課酒 4－5

平成 18 年 3 月 28 日

酒類を製造・販売する
事業者団体 へ

国税庁課税部酒税課長

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について（要請）

所得税法等の一部を改正する等の法律により酒税法が改正され、本年 5 月 1 日から酒税の増減税が実施されます。

つきましては、下記事項について、傘下会員に周知徹底し、酒税の適正な転嫁と公正取引の確保等が図られるよう要請します。

なお、国税庁としては、改正酒税法施行前後の市場動向及び取引関係を注視するとともに、取引状況等実態調査を実施し、問題のある取引が認められた場合には、積極的にその改善を指導するなど適切に対応していくこととしています。

記

- 1 酒類の価格は自由価格であり、酒税法の改正に伴う価格改定については、個々の企業の自主的な判断により決定されるものであるが、酒税が最終的に消費者負担を予定している税であることから、その税率の引上げ又は引下げ相当額は、原則として販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正に転嫁されるべきものであること。
- 2 酒類の価格改定に当たっては、合理的な価格の設定など「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針(平成 10 年 4 月国税庁)」に示された公正なルール（別紙参照）に則った取引を行うとともに、優越的地位の濫用といった不公正な取引方法など独占禁止法の規定に抵触することのないよう十分配慮すること。

特に、価格改定に際しての取引条件の決定については、売り手と買い手の間であらかじめ十分な協議を行うことが重要であること。

「指針」に示された公正なルール

(1) 合理的な価格の設定

- 一般的には酒類の販売価格は、仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものとなるはず。

$$\text{販売価格} = \text{仕入価格（製造原価）} + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費} + \text{利潤}$$

- 致酔性等の酒類の特性にかんがみれば、顧客誘引のためのおとり商品として使用されることは弊害が大きい。

(2) 取引先等の公正な取扱い

- 酒類の販売価格は、流通コストや取引数量、支払方法、支払条件等の取引条件の差異により差があり、その価格の差は、流通コストや支払条件等の差異に基づくべき。流通コスト、支払条件等の差異に基づく合理的な理由がなく取引先を差別することは、公正なルールに基づいているとは言えない。

(3) 公正な取引条件の設定

- 大きな販売力を持つ者が自己の都合による返品、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィー等の負担、多頻度小口配送等の要請を一方的に行う場合には、公正なルールに基づいているとは言えない。

(4) 透明かつ合理的なリベート

- リベート類には、透明性（支払基準・支払時期等の明確化、取引先への事前開示）及び合理性（支払基準が合理的に説明し得る）が必要である。